

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○調理師法施行細則の一部を改正する規則
○栄養士法施行細則の一部を改正する規則

(健康推進課)
(同) 一
五

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働大臣又は」を削り、「養成施設の設立者」を「法第三条第一号の規定による指定を受けようとする調理師養成施設又は知事から指定を受けた調理師養成施設(以下「指定養成施設」という。)の設立者」に、「養成施設を」を「指定養成施設を」に改める。

第七条中「様式第六号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十一条とする。

第六条中「様式第五号」を「様式第十号」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「様式第四号」を「様式第九号」に改め、同条を第九条とする。

第四条中「様式第一号」を「様式第六号」に、同条第二号中「様式第二号」を「様式第七号」に、

同条第三号中「様式第三号」を「様式第八号」に改め、同条を第八条とする。

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

(指定養成施設の申請手続)

第三条 法第三条第一号の規定による養成施設の指定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

る。

(指定養成施設の内容変更手続)

第四条 政令第一条の二の規定による指定養成施設の内容変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成施設の入所及び卒業の届出手続)

第五条 政令第一条の三の規定により指定養成施設の入所者の数及び卒業者の数を届け出るときは、様式第三号によるものとする。

(指定養成施設の名称等の変更等の届出手続)

第六条 政令第一条の四の規定により指定養成施設の変更を届け出るときは、様式第四号によるものとする。

2 政令第一条の四の規定により指定養成施設の廃止を届け出るときは、様式第五号によるものとする。

様式第六号中「様式第六号(第7条関係)」を「様式第十一号(第11条関係)」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第五号中「様式第五号(第6条関係)」を「様式第十号(第10条関係)」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第四号中「様式第四号(第5条関係)」を「様式第九号(第9条関係)」に改め、同様式備考1(2)中「住民票の写し(本籍(日本国籍を有しない者については、国籍等)を記載したものに限り、)」。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者については、

捺捺その他の身分を証する書類の写し」や「変更事項が確認できる戸籍抄(謄)本等」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第三号中「様式第三号(第4条関係)」を「様式第八号(第8条関係)」に改め、「するもの」の下に「必ず」を加え、「飲食店組合長等」を「飲食店組合長、回業者等」に改め、同様式備考2中「食品」を「食事」に、「供与」を「供給」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二号中「様式第二号(第4条関係)」を「様式第七号(第8条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第一号中「様式第一号(第4条関係)」を「様式第六号(第8条関係)」に改め、同様式を様式第六号とし、附則の次に次の五様式を加える。

様式第1号 (第3条関係)

調理師養成施設指定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設立者の住所及び氏名
(法人又は団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

調理師法第3条第1号の規定による調理師養成施設の指定を受けたいので、調理師法施行規則第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 調理師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日

名称	
所在地	〒 電話：
設立予定年月日	年 月 日

2 設立者の住所及び氏名

住所及び氏名 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	住所(主たる事務所の所在地) 氏名(法人又は団体の名称)	
(法人又は団体の場合のみ)	代表者の住所	代表者の氏名

3 調理師養成施設の長の住所及び氏名

住所	
氏名	

4 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別

5 教科課程ごとの生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数(学級数を含む)

6 入所資格

7 入所の時期

8 修業期間、教科課程及び教育内容ごとの実習を含む総授業時間数(専修学校(専門・高等・一般)課程、各種学校、高等学校、短大別、昼・夜間部別)

9 施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

10 設備の状況

11 実習施設として利用しようとする飲食店等の名称及び所在地

12 設立者の資産状況及び調理師養成施設の経営方法

13 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

備考

1 この申請書に、以下に掲げる書類を添付すること。

(1) 設立者の履歴書(法人又は団体にあつては、定款、寄附行為、条例等)

(2) 調理師養成施設の長の履歴書

(3) 専任教員の履歴書

(4) 兼任教員の履歴書

(5) 養成施設設立に要する施設費・設備費の財源調書(財源の内訳が確認できる書類等の写しを添付すること)

(6) 実習を承諾する旨の営業者の承諾書

(7) 学則

2 この申請書は、調理師養成施設を設立しようとする日の4か月前まで提出すること。

様式第2号 (第4条関係)

指定養成施設の内容変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設立者の住所及び氏名
(法人又は団体にあつては、名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の内容変更の承認を受けたいので調理師法施行令第1条の2及び調理師法施行規則
第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定養成施設の名称及び所在地

名 称	〒
所 在 地	電話：

2 承認を受けようとする事項又は事由

変更の事項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 教科課程ごとの生徒の定員 (2) 同時に授業を行う生徒の数 (3) 修業期間 (4) 教科課程
変更前	
変更後	

3 変更の予定年月日

年 月 日

4 変更の理由

5 変更後の入所の時期

6 変更後の担当科目別教員数
(変更事項(1)、(2)又は(4)の場合)

7 変更後の教科課程別(専修学校(専門・高等・一般)課程、各種学校、高等学校、短大別、昼・夜間別別、修業期間別)総授業時間数
(変更事項(3)又は(4)の場合)

8 変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

9 変更後の設備の状況

10 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
(変更事項(1)又は(2)の場合)

11 過去3年間における生徒の募集状況
(変更事項(1)又は(2)の場合)

備考

- この申請書に、学則を添付すること。
- この申請書は、変更しようとする2か月前までに提出すること。ただし、承認を受けようとする事項又は事由が「教科課程ごとの生徒の定員」の場合は、変更しようとする4か月前までに提出すること。

様式第3号 (第5条関係)

指定養成施設の入所及び卒業者数届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設立者の住所及び氏名
(法人又は団体にあつては、名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の入所者及び卒業者の数を調理師法施行令第1条の3の規定により下記のとおり届け出ます。

記

入所者の数及び卒業者の数に関する事項

名 称	
所 在 地	〒 電話:
入 所 者 の 数	
卒 業 者 の 数	

備考

- 1 生徒を募集しなかったときは、入所者の数の欄にその理由を付すこと。
- 2 この届出書は、毎年4月30日までに提出すること。

様式第4号 (第6条関係)

指定養成施設の名称等変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設立者の住所及び氏名
(法人又は団体にあつては、名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の名称等の変更があつたので調理師法施行令第1条の4及び調理師法施行規則第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更があつた事項

変 更 の 事 項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 調理師養成施設の名称又は所在地 (2) 設立者の住所又は氏名 (法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所所在地)
変 更 前	
変 更 後	

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

備考

- 1 設立者が変更(死亡又は交代、法人又は団体にあつては解散)した場合には、指定養成施設は廃止されることとなるので、指定養成施設の長又はその他事務の責任者は、速やかに指定養成施設の廃止届出書(様式第5号)を提出すること。
- 2 この届出書は、指定養成施設の名称等の変更があつた場合に速やかに提出すること。

様式第5号 (第6条関係)

指定養成施設の廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

設立者の住所及び氏名
(法人又は団体にあつては、名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成施設を廃止したので調理師法施行令第1条の4及び調理師法施行規則第9条の規定によ
り下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止した指定養成施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電 話 :

2 廃止の理由

3 廃止年月日

年 月 日

4 在所中の生徒の処置

備考

この届出書は、指定養成施設を廃止したときに速やかに提出すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の調理師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当
分の間、改正後の調理師法施行細則の規定によるものとみなす。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を()に公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号備考一(2)中「住民票の写し(本籍(日本国籍を有しない者については、国籍等)を記載
したものに限る。)。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券
その他の身分を証する書類の写し」を「変更事項が確認できる戸籍抄(謄)本等」に改む。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の栄養士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当
分の間、改正後の栄養士法施行細則の規定によるものとみなす。